整理番号 中卸一条不一1

不利益処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	中央卸売市場 企画担当(06-6469-7935)		
	同上		
処分の名称	卸売業者の純資産額が基準を下回った場合の業務停止命令		
概要	卸売業者の純資産額が市規則で定める純資産基準額を下回っていることが明らかとなったときは、当該卸売業者の業務の全部又は一部の停止を命じることがあります。		
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第12条第2項(昭和46年条例第40号) 中央卸売市場業務条例施行規則別表第2(昭和47年規則第7号) 中央卸売市場業務条例南港市場施行規則別表(昭和47年規則第8号) (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)		
	 ◎卸売業者が取り扱う品目の属する部類ごとに、直前の事業年度での年間卸売金額に応じた純資産基準額が定められています。 ◎複数の部類(本市以外の者が開設する中央卸売市場の部類を含みます。)での卸売業務の許可を受けている場合は、部類ごとの年間卸売金額に応じた純資産基準額を合算した額を、当該卸売業者の純資産基準額とします。 ◎新たに許可を受けた卸売業者については、許可を受ける際に提出した事業計画書上の年間卸売金額の見込み額を用いて純資産基準額を算定します。 部類年間卸売金額 純資産基準額 		
処分基準	50億円以上 100億 100億円以上 200億 200億円以上 300億 300億円以上 400億 400億円以上 500億 500億円以上 700億 700億円以上 1,000億	億円未満 30,000,000円 億円未満 66,000,000円 億円未満 150,000,000円 億円未満 270,000,000円 億円未満 360,000,000円 億円未満 450,000,000円 億円未満 600,000,000円 億円未満 750,000,000円 億円未満 750,000,000円	
	50億円以上 100億 100億円以上 200億 200億円以上 300億 300億円以上 400億 400億円以上 500億 500億円以上 700億 700億円以上 1,000億	億円未満 30,000,000円 億円未満 66,000,000円 億円未満 150,000,000円 億円未満 270,000,000円 億円未満 360,000,000円 億円未満 450,000,000円 億円未満 600,000,000円 億円未満 750,000,000円 億円未満 750,000,000円	
	5億円以上 10億 10億円以上 20億 20億円以上 30億 30億円以上 50億 50億円以上 100億 100億円以上 200億	億円未満 1,000,000円 億円未満 1,500,000円 億円未満 4,500,000円 億円未満 8,000,000円 億円未満 10,000,000円 億円未満 22,000,000円 億円未満 50,000,000円 億円未満 50,000,000円	
	50億円以上100億 100億円以上200億 200億円以上300億 300億円以上400億 400億円以上500億	億円未満 50,000,000円 億円未満 90,000,000円 億円未満 120,000,000円	
ホームページ	https://www.city.osaka.lg	g.jp/shijo/page/0000023610.html	
備考		<u> </u>	